

平成28年度米沢市総合教育会議（第1回）議事録

日時：平成28年11月16日（水）

開会 午後 3時30分

閉会 午後 4時04分

場所：教育委員室

1 出席構成員

市長 中川 勝 教育長 大河原 真樹 委員 島津 眞一
委員 黒田 三佳 委員 佐藤 晃代

2 出席職員

教育管理部長 船山 弘行 教育総務課長 村岡 学
教育総務課長補佐 小田 浩昭 教育総務課総務主査 柴倉 和典
教育総務課主査 伊藤 和香子

3 協議・調整事項

- (1) 米沢市総合教育会議運営要綱（案）について
- (2) 米沢市立学校施設煙突用断熱材石綿調査の報告と今後の対応について
- (3) その他

教育管理部長 お疲れさまでございます。本日はお集まりいただきまして大変ありがとうございます。それでは、ただいまより米沢市総合教育会議を開催したいと思います。初めに、中川市長からご挨拶申し上げます。

———市長挨拶———

教育管理部長 ありがとうございます。それでは、机の上にあります次第に基づきまして進めさせていただきたいと思っております。それでは3番の協議・調整事項についてであります。この事項につきましては、市長に座長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長 それでは、早速3つの協議・調整事項に入ります。まず（1）の米沢市総合教育会議運営要綱（案）について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、私の方から米沢市総合教育会議運営要綱についてご説明をいたします。まず目的でございます。この要綱は、地方教育行政組織の運営に関する法律 以下「法」と略させていただきます。第1条の4第9項の規定に基づき米沢市総合教育会議 以下「会議」と略させていただきます。の運営に関し

必要な事項を定めることを目的としております。第2条でございます。協議事項を、こちらは法第1条の4第1項第1号に該当する協議及び調整事項のうち、次の各号に掲げるものは、定期的に協議を行うものとし、これは法律に定められております以外の部分で定めております。第1項第1号としまして、大綱に掲げた事項の進捗に関すること。第2号としまして、教育委員会の新年度予算に係る意見聴取に関すること。続きまして、第3条でございます。会議の招集でございます。市長は会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の場所、日時及び協議又は調整すべき事項を教育委員会へ書面により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。第2項でございます。市長は教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、又は会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。第3項でございます。市長は第1項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、市のホームページに掲載して公表するものとする。第4条でございます。会議の非公開に関する規定でございます。法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を市のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、緊急に会議を公開しないこととする場合は、この限りではない。第5条でございます。議事録についてでございます。市長は会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを市のホームページへ公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。第2項でございます。前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。第1号でございます。会議開催の場所及び日時。第2号でございます。出席者の氏名。第3号でございます。協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の概要。続きまして、第6条でございます。事務局について規定しております。会議の事務を処理させるため、事務局を教育委員会教育総務課に置く。第7条、雑則でございますが、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。この要綱は、平成28年11月16日から施行するとしているものでございます。協議・調整の程、よろしくお願いたします。

市長 そうすると米沢市総合教育会議運営要綱というのは、今、案になっているけれども、この場で議論していただいて、この場でこの要綱は成立するということでもいいんだね。そういうことだね。

教育総務課長 はい。

市長 わかりました。そういうことでありますので、ただいま事務局から説明のあった要綱（案）について、今後の運営方法とか、そういったものも含めまして

ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

島津委員 第3条の2の又はの次なんです、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない、これですが、会議を招集しない理由というのは、例えば具体的にどんなことが考えられるでしょうか。

教育管理部長 余り想定はできないかと思いますが、例えばであります、市長が病気の場合とか、よんどころない事情によって会議ができないとか、そういうふうなことは想定されるかというふうに思います。ただ余り例はないかと思いますが。

島津委員 第4条の最初なんです、規定により会議を公開しないこととした場合というのは、一応確認としてどういうふうな場合が考えられるのでしょうか。

教育総務課長 こちらは先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められておまして、第1条の4第6項になりますが、総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではないというふうに規定がございます。

市長 他にいかがでしょうか。どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員 第5条の2号になるかと思いますが、出席者というのは決められているのでしょうか。

教育総務課長 こちらも先ほどの法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の同じく総合教育会議の第1条の4第2項にございまして、総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成すると。地方公共団体の長、それから教育委員会でございますので、このような出席者になってございます。

佐藤委員 ありがとうございます。

市長 他にいかがでしょうか。もし、ございませでしたら、このような米沢市総合教育会議運営要綱のもとで、今後、米沢市総合教育会議を開いていくというふうになります、よろしいですか。

———異議なし———

市長 それでは、これを今日の会議から適用するというので、(案)をとっていただきまして、この要綱に基づいて米沢市総合教育会議を開催するというにさせていただきますというふうに思います。続きまして、(2)米沢市立学校施設煙突用断熱材石綿調査の報告と今後の対応についてお願いします。

教育長 おわびを申し上げます。一番適切な判断、そして迅速な対応ということが子どもたち、保護者の皆様、地域の皆様をお守りする教育委員会として最善の対応といたしますか、それが不適切な判断、そして遅い対応となって、多くの方にご心配、ご不安を与えてしまったこと、心よりおわびを申し上げます。教育委員会としてしなければならないこと、してはならないこと、それをもう一度、職員一同、肝に銘じて、これから先、しっかりと不信感を拭いさるような教育委

員会としての活動、そして対応をしていきたいというふうに思っております。大勢の方にご迷惑おかけして、特に市長には大変ご心配をおかけいたしました。おわびを申し上げます。これからやっていくことが地域の方、子どもたち、保護者の皆様の安心な気持ちにつながるように精いっぱい対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これまでの経過と今後の対応につきまして、教育総務課長がご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

教育総務課長 それでは、お手元の資料A 4版縦長の、左上ホッチキスどめの資料をご覧くださいと思います。米沢市立学校施設煙突用断熱材石綿調査の報告と今後の対応でございます。まず概要でございますが、平成26年に石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正が行われました。これに伴いまして文部科学省から学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況の調査依頼がまいりました。この調査依頼に基づきまして行った調査、それから、その結果についてと今後の対応についてご報告をさせていただきます。なお、石綿含有保温材等につきましては、具体的に保温材、耐火被覆材、煙突用断熱材が対象になっております。

まず、調査の経緯でございます。保温材と耐火被覆材につきましては、教育委員会の職員が平成26年8月12日から9月10日に実施をさせていただきました。対象となります小中学校について巡回をし、室内等に露出して設置されているもののうち劣化、損傷等の状況を、いわゆる中に石綿が入っている場合はばく露となりますけれども、そのおそれがあるもの、あると思われるものを目視により調査をいたしました。続きまして、(2)でございます。煙突用断熱材の調査でございます。煙突用断熱材につきましては、平成26年度に同じように教育委員会の職員が図面の調査及び外観の確認を行い、煙突の設置状況を把握しておりました。なお、石綿の有無につきましては判別することはできませんでしたので、平成27年度の予算で専門業者への調査依頼を行い、平成27年10月28日から11月30日にかけて調査を行いました。報告を受け、完了検査は平成27年12月9日に実施したところでございます。続きまして、2番、調査結果でございます。保温材、耐火被覆材の調査結果でございますが、保温材及び耐火被覆材については劣化しており、材質が不明の保温材が2カ所ございましたが、その後、確認をしました結果、いずれも石綿を含んでいないことが判明しております。劣化した保温材については、その後補修を行ったところでございます。続きまして、煙突用断熱材の調査でございます。こちら専門業者からの調査結果を次ページに掲げてございますので、ページをおめくりいただきたいと思っております。こちら対象となりましたのが8校、9カ所になります。万世小学校には2つございましたので、4番、5番に記載しております。

こちらまず南部小学校、北部小学校、愛宕小学校、万世小学校、南原小学校、松川小学校、第二中学校、第三中学校について調査を行っていただきました。その結果、6番、7番の南原小学校、松川小学校以外の学校の煙突からは、それぞれアモサイトという種類の石綿が含まれていたという結果が出ました。その下段に含有率を記載しております。これは製品上で含まれる率になっております。続きまして、左から4列目、右から3列目になります。煙突の使用状況でございます。調査当時、使用中でありましたのが北部小学校、それから万世小学校の暖房用ボイラー煙突でございます。その隣、右隣の列をご覧くださいなのですが、この煙突について目視による判定を行いました。その結果、表の下の※印をご覧くださいなのですが、※印の1でございます。○が劣化している。石綿含有断熱材が剥き出しており、毛羽立ち等の劣化が見られる。△は状況不明、ただし煙突の頭頂部と灰出し口には劣化が見られない。ただ煙突中部については目視でございますので確認できないということで不明。こちらで劣化しているとされたのが南部小学校、北部小学校、第二中学校、第三中学校でございます。表の※印の2をご覧くださいなのですが、飛散状況の可能性についての凡例でございます。表にお戻りいただきまして一番右になります。こちら可能性ということで、一番高いとされたのが使用中である北部小学校でございます。それから、第二中学校、第三中学校については、使用中ではないということで可能性が低いとされたところでございます。それから、南部小学校、愛宕小学校、万世小学校については、可能性は極めて低いという判定を受けたところでございます。南原小学校、松川小学校につきましては、石綿が含まれておりませんでしたので可能性はないという結果でございます。続きまして、3番をご覧くださいなのですが、この調査を行った文部科学省では、その後、この調査の結果を公表しています。その際につけられた通知文の中に、2行目の右側をご覧くださいなのですが、劣化、損傷等がある煙突を保有する機関においては、使用中のものは専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じること。使用を停止した煙突は速やかに囲い込み等の処置を講じることという文言がございました。4番でございます。こちら調査結果を受けての本市教育委員会の対応でございます。前項の文部科学省の通知を受けているにもかかわらず、調査結果を受けて暖房ボイラーの使用を中止すべきところ、この措置をとらず、そのまま使用を継続しておりました。この点、先ほど教育長からもお話しがりましたが、児童生徒、保護者の皆様をはじめ市民の皆様、多くの関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳なく思っております。続きまして、今後の対応でございます。まず、5番の平成28年度中の対応であります、(1)としまして、北部小学校、万世小学校の暖房ボイラーの使用中止についてであります。先ほ

どの調査結果を受けまして、暖房ボイラーを当時使用中で、石綿飛散の可能性が高いとされました北部小学校及び煙突頭頂部と灰出し口は劣化が見られないが、煙突中部は確認できないため不明とされました万世小学校については、この秋から暖房ボイラーの使用を中止してご置きます。続きまして、(2)の暖房の代替対策でご置きます。こちら暖房ボイラーの使用中止期間中につきましては、代替として各室に業務用ヒーター及びファンヒーターを設置しているところでご置きます。続きまして、(3)の石綿飛散状況の確認でご置きます。こちらにつきましては現在使用を中止し、飛散の可能性が低い状態にはなっておりますけれども、保護者の皆様からの声、それから関係機関などからの助言を踏まえまして、煙突を使用しておりました北部小学校と万世小学校について石綿飛散状況の確認を行うための測定調査を実施したいというふうにご置いているところでご置きます。こちらはなぜ行うかと申しますと、今現在、飛散の可能性は高いというふうにご説明をしておりますけれども、実際に石綿が飛散したのか、その場合にどれくらいの量の石綿が飛散したのかというところの情報を持ち得ていない状況でご置きます。現在、大気中の石綿濃度に対する環境基準というものはございません。ただ大気汚染防止法の施行規則によりまして、石綿に係る敷地境界基準が大気1リットル中10本という規定がございますので、そういったことを踏まえまして、先ほど申し上げた保護者の皆様からの声、それから関係機関からの助言なども踏まえて、こういった調査を実施していきたいというふうにご置いているところでご置きます。ただ万世小学校につきましては、私がお話を聞いた限りでは、今のところそういった問い合わせ等もないというところでご置きますので、このまま引き続き万世小学校の先生方と連携しながらお話をさせていただきたいというふうにご置いております。※印1、2でそれぞれの規則、法律について記載をさせていただいております。続きまして、4ページでご置きます。(4)の北部小学校と万世小学校の石綿飛散防止対策でご置きます。暖房ボイラー用の煙突について、囲い込み工法により石綿の飛散や損傷防止等を図ってまいります。また、暖房ボイラー用の煙突をどのように改修するかにつきましては、別途検討を進めたいと思っております。囲い込み工法と申しますのは、石綿含有建材等を残したままになります。板状の材料等で煙突を覆うことで、これ以上の飛散、それから損傷の防止等を図る工法でありまして、除去するよりもコストが安いということよりも、まず工期が短いということで、学校運営にご迷惑をかけないですぐに対応できる工法ということで、そのような対応を図っていきたくてご置いているところでご置きます。続きまして、6番、平成29年度の対応についてでご置きます。北部小学校と万世小学校につきましては、当然、新年度も寒さが和らぐまで業務用ヒーターとファンヒーターを使用していきたいというふうにご置いております。

それから、北部小学校、万世小学校以外の小中学校につきましても、囲い込み工法により石綿の飛散防止等を図ってまいりたいというふうに考えております。それから、7番でございます。今後の説明会の日程でございますが、まずは明日になります。午後7時から北部小学校において、北部小学校の保護者の皆様への説明会を開催したいというふうに考えております。続きまして、来週になります。24日木曜日でございます。同じく時間、午後7時からになりますけれども、北部地区の住民の皆様への説明会を開催したいと考えているところでございます。資料の説明は以上でございます。ただいま申し上げましたとおり、教育委員会としましては、飛散状況の調査等につきましても、実施をしていきたいというふうに考えておりますが、市長におかれましては、財政当局のご支援もいただかなければならないというふうに考えておりますので、ご支援の程よろしくお願ひしたいと存じます。それから、囲い込み工法や今後、暖房ボイラー用の煙突をどのように改修していくかにつきましても、建設部からのアドバイス、協力なども賜りたいというふうに考えておりますので、教育委員会としましても一生懸命頑張ったいまいりますが、ご支援の程よろしくお願ひしたいと存じます。私からは以上でございます。

市長 ただいま、これまでの経過についてご説明をいただきました。この件について、ご指摘なりご意見等ございましたらお願ひしたいと思ひます。なお、今、教育総務課長からお話ありましたように、児童のこれからの健康問題を考え、また保護者の不安、学校現場の不安というのは、当然残っているわけでありまますので、今後の対応も含めて、市としても財政的な面も、これは早急にやったいかなければならないものというふうに、私としては判断をしております。そういったことも含めて、ご意見等がございましたらお願ひいたします。

黒田委員 文部科学省からの対策要請というのは、昨年度あったわけですがけれども、それまでも使ってきたということは事実です。そのことに関して、今、市長も来られておりますので、市長も共に、私たち教育委員は市民の代表としてここに来てまますので、そういう市民の不安を取り除くために、財政的な支援をしてくださるといふ話ですので、とにかく文科省云々よりも、米沢市としてそのような不安を少しでも取り除けるように、これからもいろいろな調査等していくようにしていただきたいと思ひます。そしてまた、不安を抱えていかなければならないという状況を少しでも取り除くために、いろいろなことをしていただきたいということと同時に、教育委員一人一人にも、いろいろな保護者の声とか、そういうことを伝えていただきたいと思ひます。本当に教育委員が一丸となって、市長も市も一丸となって市民、そして子どもたちの就学環境の安全に、これからも責任を持ってやったいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

市長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。堅苦しくなく、何でもぎっくば

らんに出してください。

島津委員 子どもの命、身の安全に係わることについては、その時点で早急な万全な対策をとるべきだったんだと思います。教育長からあったように、不適切な対応だったなど私自身も反省しているところです。何はさておき、子どもの命、身の安全が第一優先なんだと、それに沿った対応というふうなことだと思います。これから保護者や地域住民の方への説明会等々もあるようですので、早急なでき得る限りの対応と誠実な対応が子どもたちや保護者、地域の方々の不安を和らげる一つの手だてになるのかなというふうに思っています。今回のことを一つの我々に課せられた大きな課題というか、思いとして受けとめて、今後こういうふうな場合には、万全な対応をすべきだということを改めて確認したところでした。そういう意味でも、先ほどありましたけども、市長さんの方にもいろいろご援助いただければ大変ありがたいと思います。

市長 佐藤委員、いかがですか。

佐藤委員 これまでの概要と経緯を見る限り、教育委員会でも子供たちの安全は考えていたんでしょうけれども、市の財政なども考えて、次の年度に調査というようなことに持って行ってしまったために、1年も後回しになってしまったということですので、皆さんがおっしゃっているように、子どもの命や安全を考えれば、財政のことも大事なんだろうけれども、まずは見つかった時点での対応を早急にしなければならなかったんだと思います。私たちも今後、このことを生かして、身の安全、子どもたちの安全を考えながら努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

市長 他に委員の皆様からはございませんか。しっかりと受けとめてほしいというようなことではありますが、教育委員会としてもしっかりと受けとめて、事務方もしっかりと受けとめていただきたい。議会でもいろいろ議論もあったようでしたから、あまり多く私から申し上げることはないけれども、今、委員の皆様からお話あったように、このケースは児童の環境が著しく悪化するおそれがあったわけで、悪化するだけでなく、健康被害まで及ぶ、及ばない、及ぶかもしれないという緊迫した問題で、緊急的な対応も迫られていたわけですから、何をもって後手後手になってしまったのか、その辺は事務方もしっかりと反省してもらいたい。市長が知らないでいるというのは一番悪いことですから、しっかりと情報を開示して提供していただきたい。情報を提供していただかないと判断できませんので。そういったことを、悪く言えば、隠してみたっていずれは逆に大きな問題となる。隠そうということではなく、その時の判断というのはいろいろあったんでしょうけれども、そういった判断が遅れてしまったということは、共に反省をしながら、これからしっかりとした教育行政を担っていただきたいというふうに思っています。各委員からご意見も出ました。教育長から何かありますか。

教育長 どうも皆様、ありがとうございました。ただいま教育委員会の瑕疵にもかかわらず、市長からの力強いご支援のお言葉を頂戴してうれしく思っております。教育委員会の信頼回復、そのために何をすべきかということ、これから真剣に考えて、真剣に取り組んでまいります。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

市長 教育長からのお話でございました。我々行政側としてもしっかり取り組んでまいりますので、その点については、これからも委員の皆様からもいろいろご指摘もいただき、行政と教育委員会が一体となった対応、これからの米沢の子どもを育てるわけですから、それは一体となってやっていかなければならないなと思えます。よろしく願いをいたします。その他のことについても何かございませんか。なければ、以上で協議、調整事項を終わらせていただきます。

教育管理部長 ありがとうございました。以上で総合教育会議を閉じさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。